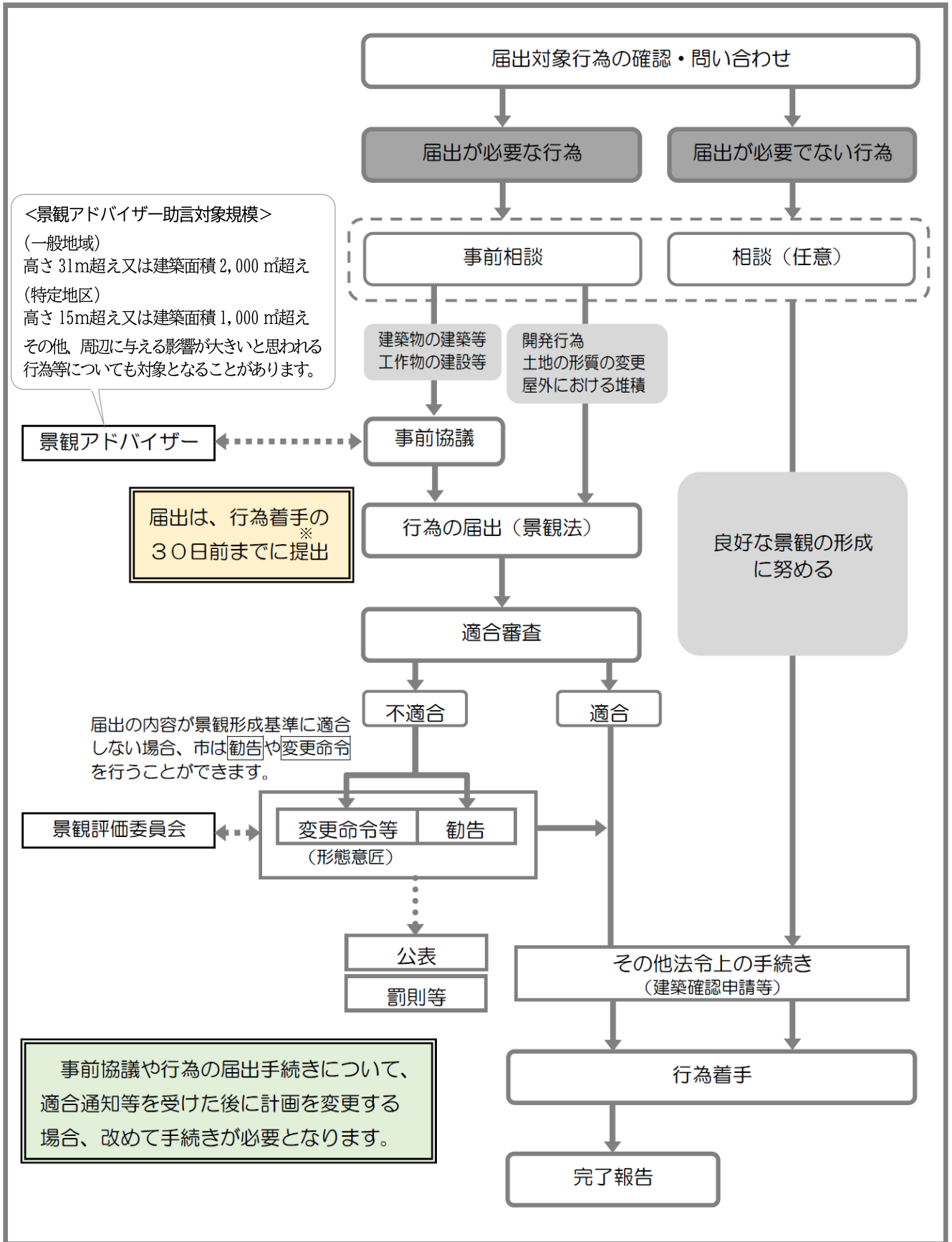


■越谷市景観計画及び景観法に基づく手続きの流れ（届出対象行為の場合）



※ 建築物、工作物の新築等：上屋部の工事又は付帯設備の整備に着手した段階（根切工事、杭工事などの基礎工事は含まない）
 建築物、工作物の外観の変更：本体の施工に取り掛かった段階（足場設置は含まない）
 開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積：切土、盛土、工作物の設置のうち、最初に取り掛かった段階